

異議申立理由の要旨

2009年3月30日

東北学院大学大学院法務研究科

＜異議申立理由の全文はA4判16頁で、このうち専任教員の担当資格（「評価の視点3-4」）に関する部分は(I)から(III)までの三部構成です。ここでは、各部の区分を示すとともに、各部内の重要な点を紹介するにとどめています。「評価の視点3-4」以外に関する異議申立理由の要旨は割愛しました。なお、異議申立理由の全文は、遅くとも、異議申立に対する大学基準協会による正式の判断の後には公表する予定です。＞

(I) 「教育歴」での誤認

不適合理由となる指摘を受けた教員は、博士号を持ち、関係科目に10年近くの教育経験を持っています。

大学基準協会は、教育歴として大学に関する5年分は認めるとするものの、①その経験は非常勤講師としてのものであり、また、②各年4単位と授業時間そのものが少ない、という2点を根拠に、最低限の基準に達しないと判断しました。

しかし、2003年に行われた文部科学省の設置審での公的な審査では、同省の文書にも残っているとおり、教育歴としては、おおむね5年以上の教育経験としながら、その中には大学の非常勤講師の期間を含めており、さらに、博士号を持つ者については教育期間を4年に緩和していました。日本の大部分の法学部等で、刑事訴訟法の講義は年間4単位で実施されているという周知の事実もあります。基準協会の判断は、①専門職大学院設置基準第5条が必要最低限の教育歴として求める具体的な判断基準を誤認しています。

また、大学院に関する5年の教育歴について、刑事訴訟法の演習や修士論文の指導を学部レベルより高い水準で行っているにもかかわらず、基準協会は、これを一方的に「外国法の授業」と認定することで、②当該教員の具体的教育歴の内容を誤認し、

結果として、③教育歴の要件を充たしているこの教員に対して、充たしていないという誤った判断をしたものです。

(II) 「研究業績」での誤認

今回指摘を受けた教員は、博士号を持ち、「判決理由の研究」という一貫したテーマを中心に研究を継続し、最近5年間にも着実に業績を発表しています。

しかし、基準協会は、法科大学院で刑事訴訟法を担当する教員としては、捜査や第一審公判手続に関するものが少なくとも1本なければいけないという理由で不適合と判断しました。これらの分野が法科大学院の刑事訴訟法講義で重要であることはそ

のとおりです。しかし、そのことと教員に必要な研究分野をこのように限定することとは別のことで、基準協会は、①研究業績として求める研究分野を誤認しています。

また、最近5年間の業績の一つである「刑事判決理由の意義と課題」は、第1審公判手続のなかの、判決宣告手続を直接のテーマとした論文で、しかも、このテーマは、この教員の学位論文以来の一貫したテーマでもあります。これを、第1審公判手続を直接テーマとした論文ではないとすることで、②当該教員の判決理由に関する研究の内容を誤認しています。

さらに、③判決理由に関するものだけでなく、上訴、再審、司法改革等に関する業績があるにもかかわらず、この教員の研究活動をごく限定された部分に関するものだけであると誤認する一方、④この教員が博士号取得者であることへの正当な考慮を欠き、その結果、⑤研究業績の要件を満たしているこの教員に対し、誤った判断を下しています。

(Ⅲ) 「評価の視点3-4」が法令遵守事項であることへの理解不足

基準協会が、教員の担当資格に関する評価の視点としたところは、教員が、《専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者等に該当し、担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているかどうか》という点であり、この要件は法令遵守事項であるために、これを満たさなければ不適合とされるという重大な評価項目です。

しかし、このような要件は抽象度の高い規範であり、その運用が適正になされるためには、①具体的なケースに当てはめる場合の判断基準等が事前に開示される必要があります。さらに、②その審査にあたっては、評価の資格と能力を備えた担当者による的確な議論がなされることについて、審査の透明性が確保される必要があるというべきです。そうでなければ、偶然の要素で、個々の場合に異なった結果が出される危険を払拭できないということになります。

本件の場合、具体的な判断基準は事前にまったく開示されず、評価作業が終わった後に、事後的に、上記のような教育歴・研究業績の不足が指摘されることになったものです。また、示された判断基準は、公的な審査の先例とも、他の評価団体の公表している判断基準などとも大きく異なったものです。さらに、どのような審査体制がとられたのかも不明です。このような手続の不備が、上記のような教育歴・研究業績に対する誤認の原因となり、当該教員が法令上求められる資格を有するにもかかわらず、これを否定するという過ちの原因となったと考えています。